

< 計画編 >

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 策定の背景と目的

20世紀の大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会の発展は、人々の生活を豊かにする一方で環境に大きな負担をかけ、大気汚染、水質汚濁、自然環境の破壊、ごみ問題、地球環境問題など様々な環境問題を私たちになげかけています。環境の世紀と呼ばれる21世紀を迎え、私たちは人間と環境との関わりに関心をもち理解を深めながら、それぞれのライフスタイルや経済活動を自ら見直し、環境への負荷の少ない暮らしをしていくことが求められています。

また、少子・高齢社会の到来に伴い、人と人、自然と人との交流を通して、慈しみの心をもった情緒豊かな人間形成を進めることがより一層重要になってきています。

環境と人間との関係への関心と理解を深め、慈しみの心を育むためには、身近な自然とのふれあいがもたらす効果は極めて大きいと期待できます。

本市には恵み豊かな自然環境が残されており、これらを学びの場（ふれあいの場）として有効に活用することで、身近な自然の事象に目を向け、自然生態系への理解を深め、また家族や友人と一緒に楽しく過ごす機会を私たちは自然から享受することができることでしょう。

また、本市では様々な野外環境学習活動が行われていますが、学習活動の場づくりや学習活動の支援をさらに進めることで、地域の自然に興味を持ち、地域の自然をより豊かにしていくために自ら考えて行動できる市民を育むことができると考えられます。

本計画は、地域の豊かな自然に関心を持ちその保全と創造について自ら考え行動できる市民を育成するために、当面の5年程度を実行の目標として、本市の多彩な自然環境や地域特性を活かし充実した野外環境学習活動を展開することを目的に策定するものです。



2 本計画の位置付け

本市は、恵み豊かな環境を守り将来の世代に伝えていくため、平成13年9月に「宇都宮市環境基本条例」を制定し、本市の環境保全や創造の基本的な方針を示しました。また、この条例に基づき、市の環境の目標や施策の方向性などについて示す「宇都宮市環境基本計画」や、その部門別計画である「(仮称)宇都宮市環境学習推進計画」、「宇都宮市地域新エネルギービジョン」の策定を進め、市の環境保全・創造を総合的かつ計画的に推進しようとしています。

こうしたなか環境学習に関しては、宇都宮市環境基本条例において「市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう環境に関する教育の充実及び環境学習の推進に努めるものとする(第15条)」と明記されており、市の環境施策の大きな柱の一つとして位置付けています。

本計画は、平成14年度に策定される「(仮称)宇都宮市環境学習推進計画」の分野別計画として、本市の自然環境、公園緑地、河川、農地など野外を中心とした環境学習活動を進めるための計画として位置付けられます。

